

登録電気工事業者の方が、電気工事業を廃止した際に行う手続きです。

電気工事業の廃止の日から３０日以内に手続きを行ってください。

（建設業法の許可を取得した場合は、「登録証返納届」の提出となります
のでご注意ください。）

手続き方法

- 1 「電気工事業廃止届出書」に必要事項を記入し、登録電気工事業者登録証を添付して、持参又は郵送にて届出してください。
- 2 登録電気工事業者登録証を紛失した場合は、「登録証を紛失しました。見つかרי次第返納いたします。（届出者名）」と余白に記入する。
- 3 申請する際、「電気工事業廃止届出書」は１部で結構です。
- 4 持参される場合、受付時間は、平日 午前９時～正午、午後１時～午後５時です。

<申請先>

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒２６０－０００５

千葉市中央区道場南１丁目９番１５号

電話：０４３－２２４－６０８６

FAX：０４３－２２４－６０８７

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

千 葉 県 知 事 様

住 所

氏名又は名称
法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 1 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

_____(平成・令和)____年____月____日 _____千葉県知事登録第____号

2 事業を廃止した年月日

_____(平成・令和)____年____月____日

3 事業を廃止した理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(記載例)

様式第 1 2 (第 8 条)

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 3 年 4 月 1 日

千 葉 県 知 事 様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記入されている、住所、氏名等を記入してください。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 1 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

登録電気工事業者登録証に記載されている年月日及び番号を記入してください。なお、年月日は登録証の「1 登録の年月日」に記載されている日付を記入してください。

(平成・令和) 2 8 年 5 月 1 日 千葉県知事登録第 2 8 0 0 0 1 号

2 事業を廃止した年月日

(平成・令和) 3 年 4 月 1 日

3 事業を廃止した理由

法人を解散したため廃止

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※登録証を紛失した場合、下記のとおり記入してください。
登録証を紛失しました。
見つかり次第返納いたします。 千葉 太郎